

「底辺」労働市場の基本問題

—労働市場としての釜ヶ崎によせて—



三 塚 武 男

(西成労働福祉センター)

業として固定化し、全般的危機の激化をもたらす重大要因を蓄積する。独占資本は、國家権力の媒介により、独占的な高蓄積（超過利潤）を追求するため、より一層の収奪機構を編成・強化する。その手段は、「合理化」として体系化され機能する。

「アンコ」はこのような「合理化」——日本資本主義発展の構造的特質にかかる構成的失業の創出とその利用の形態方法——の所産である。

資本主義的蓄積の発展は、資本の有機的構成の高度化をもたらし、一方に相対的過剩人口を産み出し、他方、利潤率の傾向的低下によって労働力を生産的に充用し得ない（平均利潤を確保できない）。いわゆる過剰資本をめられる。

釜ヶ崎は、「アンコ」という停滞的過剩人口を基盤に、独占資本を頂点として系統的な支配・収奪機構を形成する「下請」制度の末端に補充的に位置して「アンコ」を「最低」のそれとしてみなされあつかわれている。その場合、「底辺」とは、この世のものならぬ「残酷」物語ないし、どうにも動きのない「貧困」の問題として取り上げられてきたといえるであろう。たとえば、釜ヶ崎を「ルンペーン（浮浪者）の吹き溜り」あるいは「スラム」として取り上げる見方や取り上げ方がそうである。

「底辺」という概念は、きわめて抽象的であり複雑な

形態や要因を多分に内包している。「底辺」について科学的な分析を試みるために、まずその実態にみられる失業と貧困の末分化、錯雜化を指摘しなければならないであろう。釜ヶ崎問題についていながら、それを解明する前提条件は、資本主義的生産と蓄積の対極に必然的に創り出される「相対的過剩人口」の一存在形態であり、「現役労働者軍の一部」を形成する「停滞的過剤人口」としての「ドヤ」住いの日雇労働者（アンコ）に求

独占資本段階になると、過剰人口は、大量の構成的失

これに對して、「スラム」とは「相対的過剩人口の最下層に沈没」する浮浪者、犯罪者、売春婦など「現役労働者軍の癱兵院」であり、「産業予備軍の死錆」である。過剰人口は、資本主義的蓄積の必然的產物（結果）であると同時に、その横柵（テコ）となり、その必要条件ともなる。とりわけ日本資本主義は、その成立から發展（蓄積）の全過程を通して、みずから創り出した過剰人口の利用を機構的に組みこんできた。

從属關係を通じて中小企業を収奪し、収奪の末端における中小企業、家内労働者および臨時、日雇労働者も間接的、迂回的に収奪することが可能となるのである。構成的失業を基盤とし、資本の階層性に応じて構築された低賃金構造は、独占資本が最大限利潤を汲み上げる有力な源泉であり、「下請」はそのための強力なバイブル（手段）である。さらに「下請」利用によって、独占・大企業労働者の組織化が（相対的に）發展しても、資本の階層性に対応した労働市場の階層性と断層を反映し、

低賃金でも働くを得ない半失業者（過剰人口）が末組織であり、組織労働者との連結が進まない限り、組織労働者の「死錠」として労働者階級を分断・差別し、総体として支配することが可能になる。

「下請」は、さらに「下請」を再生産する。「下請」を系統的に利用する独占資本の労働者階級に対する支配と搾取は複雑にからみ合いながら極限にまで強化され。日雇労働者は、それが極限にまで強化され「原生的」な支配と搾取に委ねられた存在形態である。そして、その一部である「アンコ」は、「就業が全く不規則」であり、「労働時間の最大限」と「賃金の最少限」によって特徴づけられている。さらに「労働ボス」の分裂支配と身分（差別）的規制のため組織化を阻害され、「労働者保護」は空文化し、劣悪な住宅・社会保障・保健行政からも見捨てられ、無権利な状態に放置されていることによって、資本の利用に自由に応じ得る「人間材料」として「特有の搾取部門」を構成している。

このような事情は、「アンコ」を規定する失業と貧困の未分化状態を拡大し複雑化し、本格的な最低賃金制とそれに見合った失業保障制度の欠陥は、両者の区分を一層あいまいにしている。しかし「アンコ」を日本資本主義の発展に内在的な構造的矛盾を集中的に表現している一つの存在として規定することによって「アンコ」の就労に焦点を合わせた「底辺」の問題は、基本的に失業の問題、すなわち労働問題として把握される。このことは、失業の、したがって低賃金の問題から必然的に派生するさまざまの貧困の問題を無視したり軽視したりすることを意味しない。

戦後における「合理化」の強行は、必然的に生産力の飛躍的な発展をもたらし、雇用を増大させた。そのことは資本に組みこまれる労働力の規模の拡大と同時に、労働力の構成（内容）や需給関係（労働市場）における大きな変化をひきおこしている。「アンコ」の増大は、その一環として、構造的に解明されなければならない。

「アンコ」の就労の実態

（1）三つの「シマ」

釜ヶ崎の日雇労働者は、流動がはげしく、その実態を把握することはきわめて困難である。いま、第一表および第二表によれば、

第1表 釜ヶ崎地区宿泊者実態調査表

昭和39年5月末現在

	旅館	簡易宿泊所	普通アパート	日アパート	共同住宅	パラツク	合計
宿泊者数	数	55	225	226	46	55	767
	最	331	13,933	8,446	2,462	771	26,509
	現	80	10,637	6,781	1,081	531	19,645
職業別	大	82	12,356	7,702	1,897	648	23,221
	雇	28	8,287	136	360	44	8,893
	職	40	1,966	2,114	531	353	5,187
	人	6	307	1,557	100	22	2,122
	等	3	98	406	35	93	637
	他	主婦・児童	5	1,698	3,489	871	136
滞在期間別	六ヶ月以上	4	4,595	5,464	1,074	540	520
	一五ヶ月	12	3,839	1,625	749	92	16
	一ヵ年未満	66	3,922	613	74	16	0

(西成警察署調べ)

第2表 簡易宿泊施設収容人員調査

昭和39年8月調べ

調査戸数	総収容数	収容可能人員	宿泊人數			家族数区分				
			実数	男	女	実数	1人	2人	3人	4~9人
508	43,745	23,499	20,524	15,036	5,488	14,666	10,531	3,083	601	453
			(100%)	(73.3%)	(26.7%)	(100%)	(71.8%)	(21%)	(4.1%)	(3.1%)

第2表の調査資料にもとづいて、日雇労働者の多くをつなぎと（泊）めている簡易宿泊施設（「ドヤ」がその過半数を占める）の収容能力から推計するならば、大体二万五千人と算定することができる。そして実際の宿泊者は、その八〇～九〇%の二万人ないし二万三千五百人前後とみられる。日雇労働者は、そのなかの一万二千人ないし一万五千人を占めている。「ドヤ」街釜ヶ崎は日雇労働者の街といわれるゆえんである。

日雇労働者の内訳を、実態にそくして、就労の機会を提供する「シマ（寄り場）」ごとに分類すると(1)「職安」一千五百人、(2)「カスマ町」の三千五百～四千五百人および、(3)「セントラル」の七千～九千人という構成になる。

もともと、寄り場とは、特定の職種（熟練）を単位として形成される集団ないし範囲（シマ）を意味する。しかし、釜ヶ崎の日雇労働者が集まる三つの「シマ」は、そのような職種によって形成されたものではなく(2)の「カスマ町」はやや職種単位に近い、それぞれ異なる要因・条件によって区分されている。それぞれの「シマ」の間の交流は少ない。

(1)の「職安」は労働出張所に登録している日雇労働者によって形成されている。「職安」は失業対策事業への紹介と輪番（計画）制「アブレ」に対する失業保険の支給が主であつて、釜ヶ崎の日雇労働者の労働市場としてのウエイトは量的にも質的にも微々たるものである。しかしそれがはたして失業保険機能の問題（低劣さ）の意味するところは重大である。釜ヶ崎において最も「ケタオチ」の寄り場であり、(2)や(3)の寄り場に群がる日雇労働者はあまり寄りつけようとしない。

(2)および(3)の寄り場は、職業安定行政からみれば違法（ヤミ）の存在であるが、基本的には、職業安定行政の数を占める）の収容能力から推計するならば、大体二万五千人と算定することができる。そして実際の宿泊者は、その八〇～九〇%の二万人ないし二万三千五百人前後とみられる。日雇労働者は、そのなかの一万二千人ないし一万五千人を占めている。「ドヤ」街釜ヶ崎は日雇労働者の街といわれるゆえんである。

(2)の「カスマ町」は、「町屋」仕事に従事する大工、左官、鳶、屋根葺、ブロック積みなどの「職人」とその後とみられる。日雇労働者は、そのなかの一万二千人ないし一万五千人を占めている。「ドヤ」街釜ヶ崎は日雇労働者の街といわれるゆえんである。

(3)の「セントラル」は、「人入れ稼業」を営む「手配師」や「親方」などの「労働ボス」が支配する「シマ（寄り場）」である。この寄り場に群がる日雇労働者が、一般無能と怠慢の最も端的な表現である。

左官、鳶、屋根葺、ブロック積みなどの「職人」とその「手伝」がおたがいに横の連絡をとり合って現場へ向かうさいの「待合わせ場所」である。知り合いのない新顔は容易にはいり込めない閉鎖性を有する。「身体さえ続くならば」仕事はあるし、「請取」仕事が多く、賃金も比較的よい（セントラル）の同一職種より「定用」で平均三百～四百円高い）。「腕」をたよりに渡り歩く者もある

が、多くは、中年の世帯持ちでアパートに住んでおり（第1表）、移動も少なく、住民登録をしている。しかし「町屋」仕事なので健康保険や失業保険などの労働者保険の適用からもれ、労働災害にあっても、「ケガと弁当は手前持ち」の慣習が支配的で、当然の補償さえ受けいない場合がまだ多い。仲間同士の助け合い（相互扶助）はさかんである。(3)の「セントラル」に群がる労働者（アンコ）のように、めしを食われなかつたり（ノーチャブ）、青カン（野宿）したり、パンク（売血）へ行つたり

することがなく、労働能力もあり、「よく働く」。アンコを「ケタオチ」といい、自らの優位性を保持するため、「セントラル」の寄り場へ現われることをきらう。たまたま仕事が切れたときの「拾い仕事」や傷病の回復期にできる軽作業を求めて、「こつそり仲間に知れないよう」、「セントラル」の寄り場を通じて仕事に行く者もある。しかし最近、職人の労働強化が増大してきていたため「身体がもとで」なので、健康保険や労働災害に対する要求が強まってきている。

(2) 「労働ボス」の支配と「アンコ」

「アンコ」は、一部、下請・中小企業によつて臨時・日雇労働者として「直接募集」されているが、大部分は、「労働ボス」によって供給される特殊な「下請（社外）労働者」「貸工」あるいは「人夫」である。職業安定法上は明らかに違法な存在である。

(注)「労働ボス」は「人夫供給業者」あるいは「労働供給請負業者」と呼ばれる現在釜ヶ崎では「手配師」とよばれている。法律上は「労働者供給事業」として扱われている。昭和二十二年十二月一日に制定された職業安定法によれば「この法律で労働者供給とは、供給契約に基づいた労働者を他人に使用させることない（第五条）と定義し、特殊な場合を除き、原則として労働組合が認可を得て行なう以外は、禁歓止しているのである。労働者供給事業を行なう者から供給される労働者を使用することを禁じられて

る」第四十四、四十五条。

同法施行規則第四条は、さらに、次のように規定している。「労働者」と提供しきれを他人に使用させる者は、たゞその契約の形式が請負契約であつても、次の各号のすべてに該当する場合を除き法第五条第七項の規定による労働者供給の事業を行なうものとする。

一、作業の完成について事業主としての財政上並びに法律上のすべての責任を負うものであること。
二、作業の実行について事業主としての財政上並びに法律上のすべての責任を負うものであること。
三、作業に従事する労働者を指揮監督するものであること。

四、自ら提供する機械、設備、器械（業務上必要な簡単な工具を除く）若しくはその作業に必要な材料を使用し、又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであること。

この法律に規定されているような「労働ボス」は存在していないならば、ここで問題にするような「労働ボス」は存在していないならば、存在してもこのウエイトは軽減されていたはずである。

「労働ボス」は、親企業の需要に応じて労働者供給を行なうことを主たる手段とし、その間で手数料、あっせん料等の名目で労賃の中間搾取、いわゆるビンハネ・頭はね等を行なうことを物的基礎（内容）としている。

したがって、「労働ボス」の主要な機能の一つは、労働者の募集・調達にある。募集し供給する労働者の数の多少が「労働ボス」の収入の多少を決める。

しかも、供給した労働者が雇主（資本）の要求に即応したものでなければならぬ。雇主は、必要なときはいつでも「やすい賃金」で「文句もいわずによく働き、「必要なときはいつでも「首切れる」労働者を必要な数だけ調達し、迅速に給供されることを要求しているのである。

「労働ボス」は、供給した労働者が、資本の要求に応じて働くように統轄（管理）する機能をもつ。

「労働ボス」は、親企業（雇主）の需要に応じて、いつでも労働者を必要な数だけ供給できるよう、ある程度（数）の労働者を自己の支配下に確保、いわゆる「丸抱え」しておくことが必要である。「飯場」・「組」組織の、しかし作業現場の近くにみられる「直轄」飯場とは異なる、「人夫出し飯場」あるいは「労働下宿」が成立する理由である。「飯場」の経営者（親方）は労賃のビハネと労働者に対する食・住など「生活上の面倒を見る」ことによって二重に「もうける」。「労働ボス」は、この商売は、下請のように見積りちがいということもおこらないし、単価を切り下げられたり、支払いをのばされたりすることもなく、供給した労働者の数に応じて毎日きちんと金がはいてくるので、労働者さえ確保できれば絶対間違いくるものか」という。たいした「もとで（資金、設備）」もいらぬで「人夫出し飯場」

はどんどん増えていく傾向にある。

需要のあるところに供給はいいこんでゆく。親企業

は、「飯場」・「組」を「下請」として請負契約を結び、

そこから供給される労働者を使って作業をし、その「作

業に対しても金を払う」というタテマエによって、労働者

の雇用とともに使用者としての責任と負担を「下請」

に転嫁していく。「アンコ」を直接雇入れるのは、大体

三・四段階目の「下請」であるが、四段階以上にまたがるとその請負関係をたどることが困難になり、ますます

労働関係は不明確になってしまふ。賃金や労働条件およ

び労働災害などについて確かな責任を負うべき「使用」

が不明になる。「アンコ」は、このような「下請」関係

によって、「労働者」として扱いを受けていない。

さらに、常用・臨時・日雇あるいは社外工「アンコ」

という差別と分裂を同じ労働者の間にもちこむことで労

働者相互間の競争と対立を生むり、全体として低劣な質

・金水準・労働条件の維持・強化をはかることができる。

「アンコ」は、その最下限に位置づけられ、分裂支配と労働強化の横杆（テコ）に利用されているのである。

「トラブル」がおこつても、「労働ボス」につながる暴力団が「貢ってくれるし、始末してくれる。事実「ア

ンコ」に寄生している「労働ボス」のほとんどが暴力団

と密接に結びついている。また釜ヶ崎の「アンコ」に依

存して「人夫出し飯場」を經營する「労働ボス」の九割

前後が朝鮮人、部落民である。近代的な雇用から完全に閉め出され失業者の中でもっとも差別と貧困に苦しむ

釜ヶ崎は、昭和二十五年ごろまでは、タカリ・ユシリな

推移である。この表からも、先に述べたような事情の一

端とその反映を読みとることができるであろう。

釜ヶ崎は、昭和二十五年ごろまでは、タカリ・ユシリな

どの犯罪者や駐留軍相手の売春婦および「ルンベン」・

「バタヤ」の街であった。「アンコはバタヤもしなけれ

一を、その間に介在する「労働ボス」に向けさせて、そらし、にぶらそうとするのである。

戦後の「合理化」の過程で、過剰人口（失業者）が増大し、それを基盤に低賃金構造の維持・強化をはかるため「労働ボス」は復活してきたのである。まず昭和二十一年の朝鮮戦争による好況を契機とする臨時・日雇労働者の大量な需要によって、特に低賃金・不安定雇用部門における労働力不足（募集難）という形で表面化するによんで「労働ボス」復活の道はひらかれた。それは、

昭和二十七年二月の職業安定法施行規則の一部改正によつて、つまり国家権力の積極的なバックアップによつて

一層拍車をかけられた。さらに、昭和二十九・三十年頃から中小企業労働者および臨時労働者の組織化と戦いが

進展する（昭和三十二年頃がその転機となる）につれ、労働ボスは、組織の分裂と破壊をはかり、低賃金構造の再編・強化（昭和三十三・三十四年の「業者間協定」の促進）のため、国家独占資本によって全面的に動員されるようになつた。このような「労働ボス」の復活＝動員という事情を背景として、一方では「飯場」が増大し、他方では「飯場」の分化形態の一つである「ボヤ」が繁栄するようになったのである。

第3表は釜ヶ崎にある簡易宿泊施設のなかで、旅館業法および建築基準にかなつた有許可の「簡易宿泊所」の

推移である。この表からも、先に述べたような事情の一

第3表 有許可簡易宿泊所数の推移

年 度	許可数	累計数
昭和 24	5 9	51
25	25	59
26	39	75
27	52	82
28	12	102
29	8	118
30	16	124
31	7	132
32	13	160
33	16	165
34	6	169
35	8	132
36	28	160
37	5	165
38	4	169
39		

西成保健所調べ

だいに「アンコ」だけでやつていいようになつた。資本によつて、「労働ボス」が勤員され「アンコ」仕事が多くなり、「アンコ」をつなぎと（泊）める「ドヤ」が増加してきたのである。

ところで、「労働ボス」が「アンコ」を雇入れる支配する方式として、「飯場」経営による「丸抱え」に対し、「ドヤ」街の労働市場においては「顔付け」のいわゆる直行（指名）が特徴的である。

「直行」とは、現場で「実際の仕事（働き）ぶり」をみて、「文句もいわざりによく従う」労働者として親方から「明日も来るよう」声をかけられ、一定の期間、同一の「直行」とは、現場で「実際の仕事（働き）ぶり」をみて、「文句もいわざりによく従う」労働者として親方から「明日も来るよう」声をかけられ、一定の期間、同一の「直行ボス」や現場に継続的に就労するものである。たえず「アブレ」の不安にさらされている「アンコ」にとって「明日も来るよう」といわれることは、「天の声」である。しかし、そのことは、「使つてもらえる」可能性にすぎず、近代的（対等）な雇用関係の成立を意味するものではない。「アンコ」にどつてみれば、「よく仕事をする」働きぶりを認められたことになるが、「直行」として優先（差別）的に「使つてもらえる」ことを「労働ボス」の恩義として黙つて受け入れなければならぬのである。受け入れなかつたり、労働条件について文句がましいことを一言でも口に出したら「義理を知ら

ない」ものとして即座に仕事を断わられてしまうのである。「直行」とは、このように、恩義に対する義務という封建的な情誼関係による身分的主従関係を利用した強制・支配に他ならない。金ヶ崎の「ドヤ」街においては、「労働ボス」の根強さと、「アブレ」の重圧および賃金・労働条件の劣悪さが相まって、「直行アンコ」がかなりの多数にのぼるものと推定されるが、その実態は把握し難いのである。

「直行」になつて、長いものは五年から十年におよぶものもある。しかし何年勤めても、身分はあくまで日雇もあり、賃金（額）はいつまでも据え置きであり、いつ解雇されるかもわからない。解雇されても「一銭の手当も出ない。当然加入しているはずの失業保険や健康保険も放置されている。「直行」は、「労働ボス」のつごうによって「今日はヒマだから、また——」といわれればその日の仕事はない。日雇の「アンコ」の身では「ヒマだからといって休んでおれない」ので他の拾い仕事をさがして食いつないでいかなければならない。しかし他処の「直行」とは、現場に継続的に就労するものである。

「直行」は「労働ボス」に対する従属（忠誠）の度合に応じて（一方的かつ恣意的に）仕事の切れたときも含まれるが、総体的には「拾い仕事」（需要）の推移を示すものである。

「拾い仕事」の内容は、第1図のように、(1)最も多いのが「建設」業（土工、雑役が多く職人はや病氣で働けないときなど、その間の生活維持については、手許に住み込ませたり、賃金の立替え（前借）等の方法で「いろいろ面倒をみてくれる」。しかし「生活上の面倒をみる」ことに對する代償は十分見込まれているのである。それは「アンコ」を拘束する意味をもち、労働者供給を確保するための方法として有効なのである。したがつて「直行」になると、「労働ボス」の「わざ

かばかりの手当（握り銭や酒一杯）によって、相手の無理（危険な重作業、人の嫌がる仕事、残業、休日出勤など）も断われなくなるし、いいこともいえなくなるのでツライ」といつている。

「アンコ」の存在形態として、その特質を典型的に体現しているのがいわゆる「一現アンコ」である。「一現アンコ」は「飯場丸抱え」や「直行」という支配、拘束に反発し、その日その日の拾い仕事（出面）を求めてセンターの「シマ」に立つ。

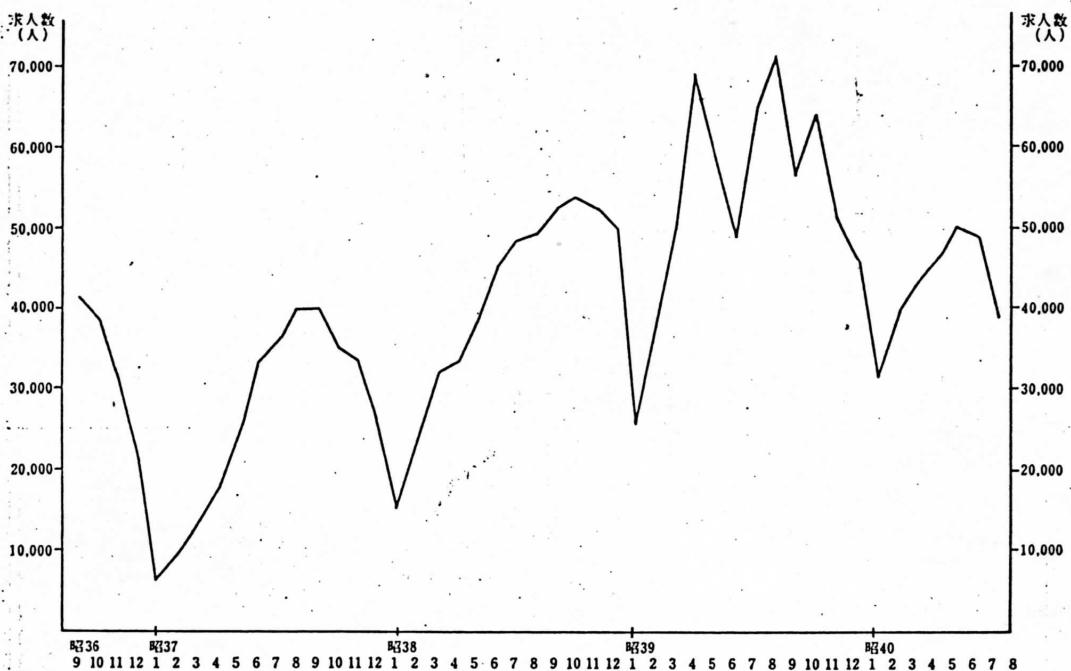
(3) 「アンコ」の増大

第4表は、「労働ボス」が支配する「シマ」である「センター」における「現金」求人（仕事）の中の、届出のあった部分の推移を示すものである。実際の就労は、当然、この数をかなり上回るものと推察される。季節的な周期をくりかえしながら、増大傾向を示していることがわかる。「アンコ」の仕事は「飯場」仕事と「ドヤ」住まいの「現金」仕事からなる。「現金」仕事は「直行」と「現」の拾い仕事に分けられる。第4表は、一部「直行」も含まれるが、総体的には「拾い仕事」（需要）の推移を示すものである。

「拾い仕事」の内容は、第1図のように、(1)最も多いのが「建設」業（土工、雑役が多く職人はつきわめて少ない）で、全体の約四〇%強。(2)つぎが船内や沿岸、倉庫での「港湾荷役業（仲仕）」で、全体の約四〇%弱。

(3)そして鉄鋼・ガス・電力・造船および製材などの「製造」業（雑役・手元）と「陸上運送」業（積卸、肩車）である。それは「アンコ」を拘束する意味をもち、労働者供給を確保するための方法として有効なのである。

第図 求人件数の推移



(注) 1 西成労働福祉センターに求人届出のあった分のみ

2 昭和37年9月までは大阪府労働部西成分室扱

%前後という構成になつてゐる。

いずれも、ほとんど、熟練を要しない、危険な現場での単純重筋肉労働である。要求されるのは「体力」が主であつて、労働力を条件づける年齢も教育程度も職歴も経験もなんら関係しない。「労働ボス」の誘いや呼びかけに応じてだれでもが出入し、就労の機会をつかむことのできる、きわめて開放的な「ジャーナル労働市場」である。

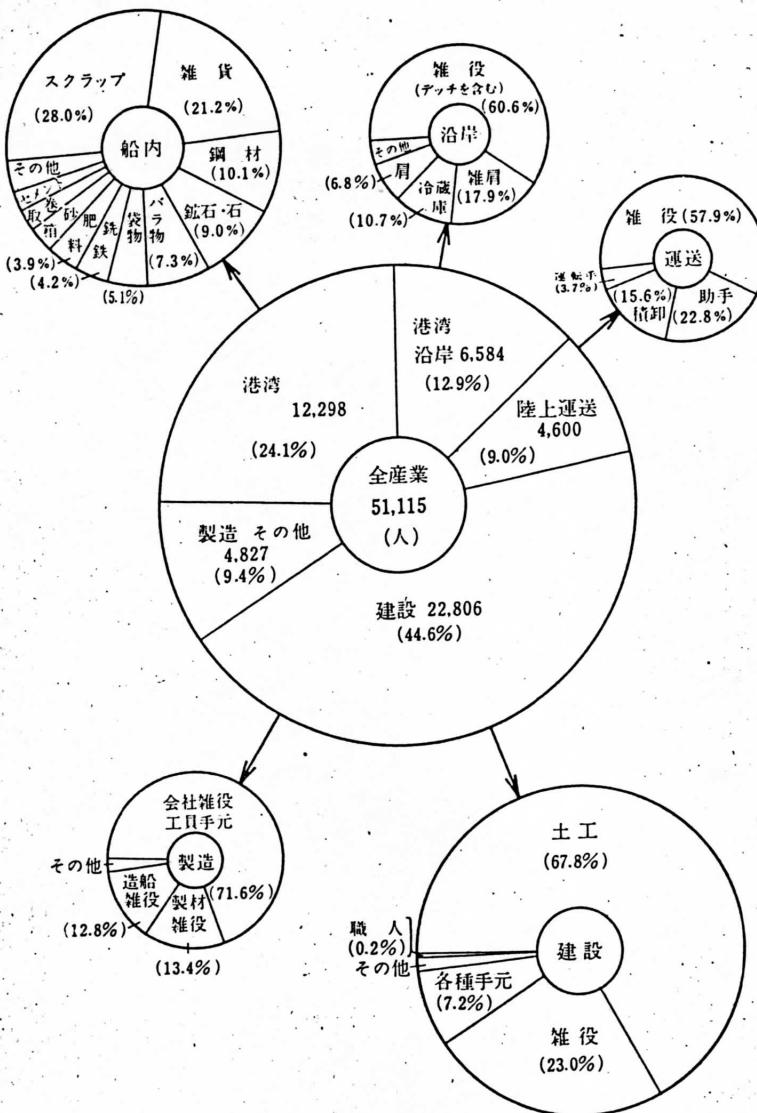
種々雑多な「仕事」があり、さまざまな経験や事情をもつた労働者がそれらの仕事を求めて殺到する。

「アンコ」はいざれにしても、労働ボスに支配され、「自分一人さえ食つていけない」ような低賃金で「買いたたかれている」のであるが、「労働ボス」支配に対する「反発」と「アブレの重圧」との間で流動を繰りかえしている。「アンコ」の労働市場は、「飯場」をクーポンとして需給（支配とアブレ）が調節されているようになさみえるのである。「拾い仕事」がある（アブレの少ない）間は「飯場」行きや「直行」になるものは少ない。その間は、少しでも条件のよい好みに合った仕事をさがして移動する。しかし「拾い仕事」が減り、「アブレ」の多くの冬季や雨期には、「飯場」に「丸抱え」になつて仕事と最低の食・住にありつくか、「直行」として「労働ボス」の身分的主従関係のもとで「世話にならざる」かしなければならない。「一現アンコ」は、釜ヶ崎

では「アブレの自由」であり、「餓死の自由」に通じる。そのときどきの需要に応じて「何でもしなければや（食）つていけないのである」。そのためには、「仕事を選んでいてはアブレてしまう」。「運転手」が「左官」は「土工」、さらに夜は「船内掃除」いく。「オールナイト」で「船内荷役」をして朝上がつて来るや、その足で、今度は会社の「工員手元」として働くありさまであるという。

「アブレ」はいざれにしても、労働ボスに支配され、「自分一人さえ食つていけない」ような低賃金で「買いたたかれている」のであるが、「労働ボス」支配に対する「反発」と「アブレの重圧」との間で流動を繰りかえしている。「アンコ」の労働市場は、「飯場」をクーポンとして需給（支配とアブレ）が調節されているようになさみえるのである。「拾い仕事」がある（アブレの少ない）間は「飯場」行きや「直行」になるものは少ない。その間は、少しでも条件のよい好みに合った仕事をさがして移動する。しかし「拾い仕事」が減り、「アブレ」の多くの冬季や雨期には、「飯場」に「丸抱え」になつて仕事と最低の食・住にありつくか、「直行」として「労働ボス」の身分的主従関係のもとで「世話にならざる」かしなければならない。「一現アンコ」は、釜ヶ崎

第2図 産業別・作業内容別求人構成
(昭和34年11月分)



のドヤ街と密接なつながりをもつてゐる周辺各地の「飯場」「直行」の補充的な関係と位置におかれている。この関係をもつともよく示しているのが、大阪港の船内荷役に従事する「日雇」の調達方法である。大阪港(船内)における雇用は、景気はもちろんのこと季節天候や月間によつても変動が激しいが、平均して二千二百人の労働者が稼動している。そのうち、「登録」二千五百人が稼動している。船内荷役会社の「常用(仲間)」は約五百人が稼動してい

る。特に昭和三十四年の荷役量が急増した時期には、労働不足を惹起し、「日雇」にかわる者が現われた。大阪港における雇用は劣悪な賃金、労働条件の結果、大きく「日雇」に依存しているのであるが、その「日雇」の大部分は、釜ヶ崎の「アンコ」を供給源としている。「港」には「職安」があるが、実質的には、「日雇」は七〇人前後の紹

用」から「日雇」にかわる者が現われた。大阪港における「日雇」は「安定所」としての存在が問われることになるので、一度は、業者の「協力」によって、港周辺の「下請飯場」(労働ボス)約六〇数軒に住んでいる「部屋仲間」や釜ヶ崎から通勤している「直行アンコ」を安定所に登録してもらつた。その「登録手帳」による紹介「数」だけは一応四百六百人くらいあることにしている。しかし「飯場」に住んでいる「部屋仲間」もともと釜ヶ崎の「アンコ」のなかから連れていかれた者が多く、流動が激しく、決して固定しているわけではない。そのため、「下請」の「労働ボス」たちは自己の支配下にある「部屋仲間」や「直行」を供給してなお足りない分を、釜ヶ崎の「アンコ」のなかからその日その日「現金で買つていく」のである。それが「一現アンコ」である。「建設」の「下請」——「労働ボス」による「アンコ」の募集・調達方法も、これと全く同様である。「一現アンコ」の就労は、「飯場」および「直行」の補充的関係におかれることによって、ますます不規則・不安定となり、「労働ボス」による支配と搾取とをはしままにさせることになる。

しかも、大阪港の船内荷役における「下請」関係は暴力組織間の親分子分関係である。親会社(本家)の「常用(仲間)」の多くも、同じような身分支配關係のなかに組みこまれている。「仲間」は「アンコ」の労働の強制・監視の役をもたされ、「アンコ」を「追いまわし」たり、「仲間」のいやがる汚れる仕事をや危険な仕事を「下請」の「アンコ」におしつける。しばしば裸の暴力による強制をともなうことも

第5表 産業別・就労時間別平均賃金の推移

西成労働福祉センター

産業別	港 湾 運 送						陸上 運送	建 設		製 造			その他の	
	船 内			沿 岸				定時	夜勤	定時	夜勤	定時	オール ナイト	夜勤
就労時間	定時	半夜	オール ナイト	夜勤	定時	半夜	オール ナイト	夜勤	定時	夜勤	定時	オール ナイト	夜勤	その他の
年月														
36. 9	864		1,802	1,145	942		2,028	1,168	893	903	1,256	875		1,600
10	983								968	874		865		
11	939		1,858	1,116	932				934	966	986	884		
12	912		1,789	1,267	875				965	988	1,246	937		944
37. 1	887		1,801	1,190	853		1,881		975	904	850	902		1,050
2	898		1,810	1,192	824		2,200		984	878	1,008	830		856
3	911		1,840	1,125	801		1,900		931	906	929	876		1,237
4	873		1,833	1,190	792		2,200		871	853	1,014	890		1,013
5	887		1,840	1,157	867		2,250		944	882	1,225	869		1,166
6	913		1,853	1,221	868		2,050		934	889	1,319	889		1,300
7	889		1,842	1,268	842				941	958	1,285	905		1,180
8	945		1,944	1,211	928		2,267		955	937	1,164	923		1,091
9	950		1,899	1,175	939		2,226	1,125	939	926	1,233	840		1,106
10	923		1,888	1,196	913			1,300	884	916	1,190	901		1,037
11	934		1,901	1,191	888				970	907	1,150	907		1,250
12	934		1,841	1,233	909		2,400		1,072	927	1,200	923		1,100
38. 1	910		1,850	1,175	843		2,300		992	966	925	936		1,000
2	912		1,854	1,159	894		2,002		992	925	1,200	917		
3	939		1,901	1,268	917		2,225	1,245	1,007	928	1,205			
4	986		1,948	1,210	985			1,175	1,009	931	1,259	929		980
5	988		1,929	1,214	935		2,220	1,200	1,066	900	1,215	900		1,150
6	1,032		1,969	1,244	949		1,990	1,400	1,037	972	1,191	949		1,200
7	1,051	1,235	2,116	1,301	979			1,300	1,034	1,916	1,261	961		1,305
8	1,059	1,330	2,200	1,331	1,030	1,300	2,182	1,293	1,028	1,082	1,340	1,010		1,333
9	1,090	1,442	2,230	1,328	1,077	1,253	2,387	1,253	1,043	1,158	1,480	1,103		1,295
10	1,106	1,403	2,354	1,334	1,082	1,389	2,304	1,389	1,069	1,131	1,520	1,103		1,240
11	1,147	1,399	2,408	1,330	1,092	1,300	2,297	1,300	1,119	1,191	1,595	1,101		1,270
12	1,130	1,405	2,378	1,300	1,067	1,364	2,363	1,390	1,090	1,217	1,449	1,107		1,240
39. 1	1,098	1,418	2,338	1,329	1,008	1,457	2,317		1,016	1,230	1,461	1,115		1,520
2	1,088	1,382	2,356	1,333	1,061	1,456	2,390	1,350	1,121	1,156	1,351	1,119		1,300
3	1,155	1,398	2,354	1,306	1,047	1,423	2,404	1,500	1,177	1,177	1,441	1,120		1,533
4	1,180	1,539	2,505	1,342	1,181	1,591	2,129	1,562	1,161	1,221	1,497	1,155		1,287
5	1,215	1,504	2,481	1,356	1,191	1,450	2,588		1,248	1,264	1,985	1,215		
6	1,172	1,494	2,487	1,350	1,196	1,500	2,000	1,500	1,317	1,329	1,588	1,187		1,300
7	1,228	1,500	2,601	1,471	1,205	1,466	2,500	1,400	1,192	1,294	1,585	1,209		
8	1,261	1,537	2,610	1,423	1,245	1,564	2,647	1,510	1,224	1,271	1,650	1,263		
9	1,218	1,512	2,549	1,423	1,190	1,467	2,602	1,533	1,189	1,288	1,646	1,208		1,400
10	1,209	1,624	2,580	1,444	1,169	1,633	2,800	1,600	1,179	1,254	1,552	1,172	2,677	
11	1,208	1,558	2,572	1,454	1,183	1,600	2,700	1,650	1,183	1,258	1,558	1,151	2,925	1,550
12	1,201	1,524	2,578	1,413	1,189	1,525	2,755		1,185	1,262	1,528	1,153	2,590	1,800
40. 1	1,192	1,526	2,522	1,446	1,211	1,564	2,750		1,159	1,234	1,500	1,135	2,800	2,000
2	1,219	1,539	2,567	1,418	1,195	1,646	2,743		1,198	1,224		1,118	2,567	1,325
3	1,204	1,516	2,597	1,428	1,207	1,567	2,667		1,278	1,215	1,480	1,126	2,700	1,400

ある。「しかえし(報復)」がこわいばかりに問題として表面化していくのである。身分的支配関係に基づく下請関係を利用すれば「万事無理がきく」という。一方「アンコ」の多くは、「餓死しようとも船内には行きたくない」といふ「無一文になり、どうにもならないほど困つたときにしか」行こうとしないのである。「アンコ」は大勢いる(アフレート)のに「船内」への就労は順調にすまない。「アンコ」がスト(就業拒否)でもそれば大阪港における荷役はたちまちヒしてしまはどのウェイトを占めているが、「下請」利用によって、「ア

ンコ」に対する分断支配と搾取は強められている。昭和四十年六月、ようやく制定された「港湾労働法」も、港に働く日雇労働者の「保護」というよりは、官僚統制の強化によって日雇労働力を「確保」することに重点がおかれしており、より根本的な総合的対策が強力にお

し進められない限り、その効果は期待薄と考えられる。

(4) 「アンコ」の労働条件

「アンコ」が取得する賃金は第5表にみられるように、この三~四年の間に約四割上昇し、現在、午前八時~午後五時までの「定時」就労で約千二百円、それに昼食とか交通費支給というのが「相場」になっている。

直接需要する側も、供給と同様、過剰であり、相互間の競争は激しい。それは、あげて、「アンコ」に対する搾取と收奪の強化に向けられる。そのときどきの労働市場（アブレ）の状況をみて、「アンコ」をどのような「単価」で「買いたたく（ピンハネする）」かは「労働ボス」の手腕とされる。労働基準法上の「使用者（元請あるいは親企業）」からは少なくとも労賃として二千円以上は出しているのであるが、幾段階もの「下請（中間搾取）」を経て、実際に働いた「アンコ」の手に渡るときには、千二百円前後になってしまふのである。「アンコ」たちは異口同音に「ピンハネも百円~二百円までなら我慢する。汗水流して働いた賃金が中間で五百円以上もハネられていると思うと、頭に来て、まじめに働く気になれない」といつている。

かつては、「船内」（仲仕）の賃金が相対的に高かった（土工の一・五~二倍）のであるが、昭和三十八年八月以降は「建設」（土工）の賃金を下まわるようになつた（第5表）。「船内」の賃金は、夏場における「アンコ」の就労拒否という抵抗と相まって、たえず「建設」の賃金につり上げられている。逆に、「船内」の賃金が下限を成しているといえる。それは、「船内」仕事を行くく

らいなら、何も食べんで寝ている方がまし」という「最低限」である。

「船内」仕事は、汚れる・危険な作業が多いうえに、時間が長くしかも不確定である。船の出航時間に合わせて貨物の荷役を急ぐときは、突貫作業が多く、「半夜（午前八時から午後八時~九時まで）」や「オールナイト（午前八時から翌朝の五時~七時まで）」のような長時間におよぶ。「船内」仕事には思うように戦労者が集まらないという事情もあって、いったん雇入れたら、労働者を長時間働かす「オールナイト」が多い。さらに、三六時間におよぶ「追い通し」や四八時間の「ダブルオーラナイト」という「超」長時間労働もある。はじめ「定期」の条件で連れて行って「半夜」や「オールナイト」を強制し、「アンコ」がそれは「はじめの条件（約束）と違うやないか」というと、暴力を加えられる、ということでも珍しくない。「船内」の現場は、陸上と異なつて、「泳いででも帰らない限り」「逃亡（トンコ）」は不可能である。

「船内」や「建設」などの屋外労働では、だいたい、仕事にかかつたら「午前中が勝負」とされ、一日の予定量の大半を午前中にやっててしまう。末端の「アンコ」は「追いまわされ」ぎりぎりの限界までこきつかわれる。耐え切れなくなつた「アンコ」は「ケツを割つて」途中で帰る。かつて「ケツを割つた」者には賃金を支払わないし破壊・荒瀬をひきおこし、「アンコ」の下降・転落を加速化する。

「アンコ」の仕事は激しい重筋肉労働が多いので、月間の就労は「平均二〇日がええところで、夏の暑い時期は一五日ぐらいが限度や、それもアブレないよう仕事を選ばないで」就労してのことである。「直行」のようない、払つても帰りの交通費程度ということが「アタリマエ」として通つていた。

また、「船内」の賃金は、「定時」が千百円~千二百円、「夜勤」「半夜」が千四百円~千五百円、「オールナイト」は二千五百円~二千六百円というように時間が長

くなるにつれて単価が安くなる「割引」賃金計算になっているのである。「仲間」の「オールナイト」賃金は三千、四百円~三千八百円になっており、このような差別

にされているのである。このような労働条件は、「船内」に限られたものではなく、「アンコ」が就労する現場（産業）のすべてに共通している。低賃金の、しかも「夜勤」や「オールナイト」などの長時間労働の要員として「アンコ」が大量に需要されるようになつてきているのである。

このよう、まさに、殺人的ともいべき肉体滅滅的な長時間労働と過度労働を強いられているのである。それは必然的に過労となり、労働災害の増大となつて現われる。「港湾」および「建設」は「鉱山」と並んで、労働災害の発生度および強度において全産業中最大である。しかもそれが最末端の「アンコ」に集中していることはいうまでもない。さらに労働災害は、「日雇」に対するその補償の劣悪さと相まって、労働力の萎縮再生産しないし破壊・荒瀬をひきおこし、「アンコ」の下降・転落を加速化する。

「アンコ」の仕事は激しい重筋肉労働が多いので、月間の就労は「平均二〇日がええところで、夏の暑い時期は一五日ぐらいが限度や、それもアブレないよう仕事を選ばないで」就労してのことである。「直行」のように、直接「労働ボス」の支配下に結びつけられている場合は、月間平均二五~二八日就労となつてている。なかに、夜勤やオールナイトの連続もあって、「月間延べに

つて、重労働や過度労働は、その再生産のために、当然休息と食事だけは十分とらなければならない。「ドヤ」住いの「アンコ」の一日の生活費は、個人差はあるが、ドヤ代百五十円～三百円、めし代三百円～四百円、酒代百円、たばこ代五十円、ふろ代二八円と「ただ食つて寝るだけ」の動物的な生活でも七百～九百円は最低必要である。それに仕事着や下着や地下足袋も買い揃えなければならぬ、果物や菓子などの補食も必要である。しかし実情は「どないしても、自分一人の口さえ満たし得ない」有様なのである。戦前にも釜ヶ崎で日雇仕事をしていたという「アンコ」は、「その頃は一日働いたら二日休めた。ところが最近は、二日働いて一日休むことさえむずかしい」といつている。ドヤ代やめし代の値上がりはアンコの生活にとってきわめて切実なものがある。

「アンコ」の就労は、もともと不規則・不安定であるうえに、人により、また同じ人でも日によって就労条件が異なるし、病気・事故に出会つたり、扶養家族を抱えている者など、賃金×就労日数=収入という算術どおりに生活設計が立てられないのである。平均して仕事×収入があるわけではないし、平均して支出できるような条件でもないからである。日頃ぎりぎりにきりつめた低水準の生活にとって、「思いがけない支出」はきわめて多く、それのもつエイトと意味は決定的な重みをもつているのである。

「身体がもとで」なので、「食事を抜いて」も「青カソ」は避け「ドヤ」に泊まるよう努める。日払いと泊まれる「ドヤ」は、日稼ぎの身には便利であるが、一昼夜あまりの狭苦しい、陽も射さない換氣の悪い「穴居」にすぎない。「アンコ」は「アブレ」の日はあっても「青

カン」でもしない限り、「ドヤ」代の要らない日はない。「昼一枚」の「ドヤ」代が、月にして四千五百円～九千円になる。都市における住居費の高いことは驚くばかりであるが、「ドヤ」代はその三～四倍という「べらぼう」な高値である。「アンコ」たちは「毎日のドヤ代を運ぶために働いているようなものや」と嘆いている。「アブレ」が統くと、「アンコ」は「食事を抜き」、わずかばかりの「持ち物」を「質に入れ」裸一貫になつて屋外で「青カン」する。労働力の衰退の果て、最後に「バンク（血液銀行）」へ行つて、牛乳瓶二本の血液を抜いて千円（「アンコ」の仕事の一日の市場価格の最低に見合つて）にかえ、しばし糊口をしのごうとする。

「どう思つてみても引き合わない」肉体そのものの取引（売買）である。「アブレ」の多い日には、「アンコ」はあたかも「失業保険金の支給」を受けに行くかのように、「バンク」へ殺到する。売血者の八割前後が「アンコ」である。やがて「バンク」へ行つても「アブレ」の（アブレ）街には、「アンコ」に寄生しその搾取と取締を複雑化し強化している「スラム企業」（第6表の*）が多数存在する。酒屋、バチンコ、賭博、売春などは暴力組織に結びついているものが多い。それらが「寄つて、たかって」「アンコ」を裸にする。裸にされ無一文になつた「アンコ」は「労働ボス」の支配する労働市場（シマ）に現われる。「スラム企業」は、一方では「労働ボス」と相互に依存し補充し合いながら「アンコ」に対する一つの労務統轄機構を形成し、他方では「アンコ」の窮屈化=下降・転落を加速化し、「バンク」に集約されるように、「アンコ」の血の最後の一滴まで吸いつくして放置するのである。このような機構を通じて、「癱兵（沈没層）としての浮浪者（ルンベン）が創出・堆積される、それは「アンコ」に接続し、「死錠」となる。釜ヶ崎は、ひとたびはいり込んだら最後、容易に抜

第6表 釜ヶ崎地区内用途別建物数

昭和39年8月現在

建 物 用 途	件 数
専 用 住 宅	2,022
併用住宅	1,105
簡 易 宿 泊 施 設	157
店舗・事務所併用 作業所・工場併用	* 543
業 所 工 場 所 置 設	81
庫 庫 生 施 設	37
教 厚 庁 施 設	30
公 民 風 俗 俗 施 設	56
（アンコ、バチ、充春を含む）	18
飲 食 物 子 計	19
古 質 菓 ラ	* 315
質 駄 バ	* 665
其 他	* 114
	* 37
	41
	369
	5,666

大阪市建設局住宅部改良課調べ

（採血してもらえない）」者がいる。本当は「輸血」が必要なのである。

第7表 行旅病人および変死人の推移

年月 (昭和)	37	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	38	1	2	3	4	5	6
行旅病人	90	73	57	55	91	80	64	76	68	54	49	50	46	52	60	60	57	62		
変死人	25	41	21	14	25	16	18	17	12	14	10	14	17	22	14	15	10	8		
年月 (昭和)	7	8	9	10	11	12	39	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
行旅病人	60	70	84	89	105	125	111	123	119	142	145	154	141	156	143					
変死人	5	17	21	15	10	15	25	22	26	15	10	8	15	16	18	16	16	19		

※ 変死人(病死、自殺、他殺、事故過失死、行倒れなどを含む)

西成警察署調べ

け出られない「アリ地獄か監獄のような」存在であるといわれるのは、このような機構に基づく。

社会保障制度のもとで、「全国民の生活の最低限を保障する」という生活保護制度も、「住民登録」をしていないからと、「行政のあり方」によって、「アンコ」を止め出し、「浮浪者」扱いにしている。「アンコ」を住所不定の浮浪者扱いにすることによって、治安・取締りの対象として警察行政に代位・転嫁しているのである。「アンコ」における無権利化ないし権利侵害の構造的特質とその矛盾の具体的な表現である。「アンコ」が一般的かつ最終的に利用し得る社会的施策としては、「浮浪者收容所・梅田厚生館」と「行旅病人及び死亡人取扱」による「救急措置」の二つだけである。梅田厚生館の収容者の八九割は、金ヶ崎の「アンコ」であり、「センター」の「シマ」に現われながら還流を続けている。第7表は、金ヶ崎地区における行旅病人と変死人の推移である。この数字がすべて「アンコ」とは限らないし、また「アンコ」は他の地区でも相当数「身元不明」のまま処置されていると考えられるが、最近の金ヶ崎地区における月平均一五〇人の「救急措置」と年間二〇〇人以上におよぶ「変死人」の多くは「アンコ」とみてさしつかえないであろう。「アンコ」は第2表および第8表に現われているように、若手が多く(四〇歳までが七九%)、ほとんど単身者によって占められている。

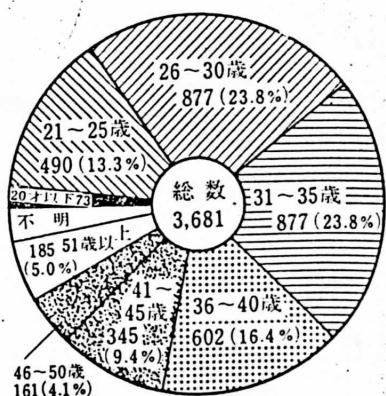
この事実は、(1)「自分一人さえ食つていけない」ような、したがって、「結婚などとも考えもおよばない」ような労働力の再生産を阻害する単身者賃金水準に押しとどめられていること。(2)労働力の摩滅と破壊を加速し強化するような諸条件によって、年齢の割に早老化が早

く、「つかいものにならなくなつて」「おちぶれていく」度合いの強大なことを物語ついているのではないだろうか。同時に、このような事実は、なにも「アンコ」だけに限られた特殊・部分的な問題ではなく、現段階における労働者階級の窮屈化の集中的な形・内容として、特に

それが「アンコ」に鋭く現われているものとしてとらえられるのである。それは、組織労働者のように明確な要求として形に現われにくいか、「アンコ」が内包しているさまざまな不安や怒りは、労働者階級に共通する内容をもち、「合理化」のものとて、ますます基底的要素としての重要性を増してきている。昭和三十五年八月、東京の山谷、昭和三十六年八月、大阪の金ヶ崎において、申し合わせたかのようにひき続いておこったいわゆる底辺の爆発は、そのことをはつきりと教えてくれたのである。

三 「底辺」を支配するもの
「アンコ」の労働市場を直接支配し、「アンコ」を連

図3 「センター」登録者の年齢構成



れ去るのは「労働ボス」である。しかし、「アンコ」が実際に供給され、働く現場は、多方面にわたるが、「建設」「港湾」「製造」「陸上運送」にしても、多くは独占・大企業に集中している。たとえば、「建設」では大林組、竹中工務店、鹿島建設、清水建設、大成建設を筆頭に熊谷組、間組、藤田組、錢高組、鴻池組、佐藤工業、第一建設工業、ブルドーザー工事、松村組、浅沼組、不動建設、真柄建設、住友建設、三井建設、日産建設などのいわゆる大手業者に集中している。「港湾」は、日本郵船、大阪商船、三井船舶、川崎汽船、山下新日本汽船、昭和海運などの集約化された独占的海運業者や住友倉庫、三井倉庫、三菱倉庫、杉村倉庫、川西倉庫、東洋埠頭などの独占的倉庫業者の現場に就労する。「製造」（場内運輸部門を含む）では、関西電力、大阪ガス、八幡製鉄、富士製鉄、神戸製鉄、住友金属工業、久保田鉄工、日新製鋼、大阪製鋼、大和製鋼、国光製鋼、栗本鉄工、大鉄工業、丸一鋼管や日立造船、三菱造船、藤永田造船、大阪造船、名村造船、住友化学、日産化学、三菱石油、九善石油、日本セメント、日本板硝子、セントラル硝子、新光製糖、大洋漁業などがあげられる。それらは、大阪一帯の「公害」の根源でもある。「陸上運送」では日通、大和運輸関係が多い。

「労働ボス」——「下請」の関係を逆にさかのぼってみると、いきつくところはこれらの独占大企業（資本）である。これらの企業部門は、その企業（資本）構造を反映して、多数の中小企業間の過当競争を利用しながら、一部を「下請」として組み入れ、さらに堅実な部分を「系列」として「丸抱え」支配している。このことは、頂点に位置する独占・大企業間の競争の激しさの現

われである。競争が激化し深刻化するにつれて「合理化」（「下請」や「臨時・日雇」）の手段を通じて大量の構成的失業を創出し、それを基盤に低賃金構造を強化するのである。独占資本が労働者を間接的・迂回的に収奪する「労働ボス」の暴力と身分（差別）による支配が位置することになる。「アンコ」はこのような機構にもとづくあらゆる矛盾を集中的に体現しているのである。

かくして資本の蓄積は、一部少数の「独占」に集中する。「下請」や「臨時・日雇」は、日本資本主義発展の構造的特質として根深く組みこまれているので、決して「建設」「港湾」「鉄鋼」「造船」「陸上運送」にのみ限られた特殊な問題ではないが、それが典型的に現れている産業部門である。

「建設」は民間の「設備投資」とそのための「産業基礎の育成」（鉄道・道路・水道・港湾・電源ダム工事など）や「地域開発」に対する「公共投資」に依存しながら万年成長産業として発展を誇っている。貿易の自由化とそのための高度成長とともにうる流通部門の拡大・伸長は、ますます「港湾」荷役や「陸上運送」に対する需要を増大させていている。「造船」はいまや輸出産業の花形になり、世界一の造船国にまでのし上った。「鉄鋼」も造船の発展による需要の増加と全般的な設備投資（需要）の拡大によって飛躍的に発展した。需要の減退した不況期には輸出と価格協定（カルテル）によってカバーしている。

これらの産業の発展は、一方では低賃金労働に大きく依存（寄生）するとともに、他方では資本の面で、他の資本とくに国家資本に依存している。財政や金融を通じて行なわれる、「公共投資」（建設）や特別融資の形の独占優遇措置（造船・海運）および価格政策などである。元来「建設」「造船」はその規模の大小はあれ、注文生産であり、市場が限られ不安定であり、「港湾」「運送」は流通部門であり、いすれも経営の自律性が乏しく、他の資本への依存・従属度が強い。「港湾」「造船」は海運資本に従属している。

また、「産業構造の高度化」＝重化学工業化は電力、鉄鋼、石油、化学、機械等の産業を重点にしており、それははねに経済の軍事化と国家独占資本の物的土台の強化と結びついている。しかも今日、これらの産業は、金融、技術、原料、資材の面でアメリカ経済に大きく依存している。特に鉄鋼、石油などの原料・資材の多くはアメリカからの輸入に依存し、制約されている。そのことは原料の長距離輸送を必要とし、必然的にコスト高となる。「原料高品質品安」という矛盾にもとづくコスト切下げは、結局流通部門に求められ、「港湾」や「運送」の荷役料金の引下げとなり、「下請」「日雇」に転嫁（しわよせ）されているのである。

さらに、「建設」や「港湾」は、鉱山と並んで、戦時中、朝鮮・中国などの植民地から奴隸的な強制労働の移入＝「強制連行」を行ない、その低賃金と差別の雇用・労務統轄を中心とした労働力を編成した。それは国家独占資本によつて「国民総動員」の名のもとに、一方では労働組合を徹底的に弾圧し、自主性を奪い、「産報」に組み入れ、他方では「賃金統制」を強化しながらおしすめられたのであった。「労働ボス」——「アンコ」の原生的な支配と搾取を形成する「底辺」労働は、

その原型をこの時期に編成し、戦後における経済の軍事化と国家独占資本の強化と強く結びつきながら復活したと考えられる。

頂点に君臨する少数の独占が、国家に依存しながらおしそすすめてきた「高度成長」の「底辺」においては「アンコ」に集中的に体現されているような低賃金・不安定雇用＝半失業が拡大してきている。すなわち、独占・大企業の「常用」は、年功序列賃金を物的基礎とした終身「丸抱え」雇用を頂点に、一方では「下請」の中小企業労働者および零細家内労働者という支配・従属関係と、他方では「臨時・日雇」という（身分）差別的雇用形態との幾重、幾通りもの組み合わせによって補充されている。このような、「合理化」によって強行される資本蓄積および産業構造を反映する労働市場構造の最基底を形成し、全体を支える「テコ」の役割をなっているのが「アンコ」といってよいであろう。

「底辺」労働市場における原生的な支配と搾取は、すでに「労働力不足」という形で矛盾が表面化している。ところが国家独占資本は、「農業構造改善事業」や「労働力流動化」および「中小企業の近代化」という経済政策を背景として、ますます「日雇」労働力の確保という方向にその活路を求めている（港湾労働法）。

低賃金の依存は作業の機械化、設備の近代化に向かわず、経営の合理化をおくらせ、資本主義的企業としての発展から取り残されることになるであろう。そして国家への依存は、資本だけでなく、「権力」そのもの——「労働ボス」につながる組織「暴力」の介入・補強という悪循環（不安定化・脆弱化）をくりかえし、矛盾を激化するのである。